

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地及び家屋に関する令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 縦覧期間

令和8年4月1日（水）から同月30日（木）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

3 縦覧場所

固定資産（土地又は家屋）の所在地により、次のとおりとします。

なお、出張所においては、各出張所の所管区域内の土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所	
中区	中央市税事務所（中区役所内）	（中区国泰寺町一丁目4番21号）
東区	東部市税事務所（東区役所内）	（東区東蟹屋町9番38号）
	温品出張所	（東区温品五丁目1番18号）
南区	中央市税事務所（中区役所内）	（中区国泰寺町一丁目4番21号）
	南税務室（南区役所内）	（南区皆実町一丁目5番44号）
西区	西部市税事務所（西区役所内）	（西区福島町二丁目2番1号）
安佐南区	北部市税事務所（安佐南区役所内）	（安佐南区古市一丁目33番14号）
	佐東出張所	（安佐南区緑井六丁目29番28号）
	祇園出張所	（安佐南区祇園二丁目48番7号）
	沼田出張所	（安佐南区伴東七丁目64番8号）
安佐北区	北部市税事務所（安佐南区役所内）	（安佐南区古市一丁目33番14号）
	安佐北税務室（安佐北区役所内）	（安佐北区可部四丁目13番13号）
	白木出張所	（安佐北区白木町大字秋山2391番地の4）
	高陽出張所	（安佐北区深川五丁目13番7号）
	安佐出張所	（安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1）
安芸区	東部市税事務所（東区役所内）	（東区東蟹屋町9番38号）
	安芸税務室（安芸区役所内）	（安芸区船越南三丁目4番36号）
	中野出張所	（安芸区中野三丁目20番9号）
	阿戸出張所	（安芸区阿戸町6257番地の2）
	矢野出張所	（安芸区矢野東五丁目7番18号）
佐伯区	西部市税事務所（西区役所内）	（西区福島町二丁目2番1号）
	佐伯税務室（佐伯区役所内）	（佐伯区海老園二丁目5番28号）
	湯来出張所	（佐伯区湯来町大字和田166番地）

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人（縦覧できるのは、その土地が所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人（縦覧できるのは、その家屋が所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）